

交野市総合教育会議における傍聴に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、交野市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人数)

第2条 傍聴人は、5名までとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始予定時刻までに所定の場所で自己の住所及び氏名等を傍聴申請書に記入し、提出しなければならない。

(傍聴できない者)

第4条 [次の各号](#)の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) [前各号](#)に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食(水又は茶の飲用を除く。)又は喫煙をしないこと。
- (6) [前各号](#)に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議室において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会議に諮って議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

傍 聴 受 付 簿

会議名 交野市総合教育会議

日 時 令和 年 月 日 ()

	氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		

会議を傍聴される皆様へ

会議を傍聴される人は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食(水又は茶の飲用を除く。)又は喫煙をしないこと。
- (6) [前各号](#)に定めるもののほか、会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

傍聴をされる方が、上記事項に違反したときは、注意をし、なお、これに従わないときは、退場していただきます。

(交野市総合教育会議における傍聴に関する取扱い要領第8条)